岡山大学大学院教育学研究科研究集録　第171号（2019）39－46

成人期以降の性的マイノリティ当事者が学校生活を振り返って，学校教育に求めること

佐々木　新　・　天野　佑美*　・　大守　伊織**

本研究の目的は，カミングアウトが難しい性的マイノリティ当事者が学校教育にどのような支援を望んでいるのか明らかにすることである。方法として質問紙調査を行った。質問紙作成にあたり，当事者への学校での支援について文献検索を行い，主に授業外で取り組む支援例を収集した。収集した支援例の評価を当事者18名に依頼した。学校教育に求めていることは，相談してきた児童生徒の気持ちに寄り添うこと，第三者に知られないよう配慮すること，性の多様性と正しい知識を教えることであった。また，「開示しようとしまいと，いることを前提とする」学校になってほしいと希望していることが伺えた。教員は性的マイノリティの児童生徒が抱える困難さを重要な課題と捉え，いつでも誰でも相談できる環境づくりや，児童生徒の気持ちを尊重する努力が必要とされていると考える。

Keywords：性的マイノリティ，学校教育，環境的整備，支援

１．背景と目的

LGBT（レズビアン，ゲイ，バイセクシュアル，トランスジェンダー）等の性的マイノリティの中に，性別違和（Gender Dysphoria, 以下GD）の人たちがいる。自分の性への違和を感じることは誰にでも起こり得ることであるが，GDの場合，少なくとも２年以上継続し，しかも日常生活を送る上で支障をきたすまでの強い性別違和に悩まされる[1]。

我々のGD当事者を対象とした先行研究で明らかになったことは，GDという点は同じでも，困難さを感じる事柄や程度が身体的女性で性自認が男性（female to male；FTM）である場合と身体的男性で性自認が女性（male to female；MTF）である場合とで異なり，さらに年代（学校）別によっても悩みの質が変化してくるということであった[2]。文科省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」通知しているが，教員は通知に従った支援さえしておけば万全というわけではなく，個々の児童生徒の感じ方の違いや年代別に合わせた配慮が必要であることが明らかになった。また，前調査でGDであることを打ち明けた相手についてや，性別違和という疾患の存在率の調査を基に考えると，教員に訴える児童生徒は一部であるということが推測できた。

自分自身がLGBTであることを話さなかった理由について，「理解されるか不安だった」「話すといじめや差別を受けそうだった」という回答が多かったという調査結果が報告されている[1]。学校においては特に，児童生徒には男性か女性のどちらかに属し，かつ性別に合わせて役割分担をすることを求められることが多い[3]ため，そのような仕組みを作っている学校の教員にカミングアウトすることはとても難しいことが推測できる。

以上のことから性的マイノリティ児童生徒が学校を過ごしやすくなるためには，学校の教員にカミングアウトをしなくても，学校生活における困難さを

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）　673－1494　加東市下久米942－1
*岡山大学大学院教育学研究科（修士課程）　700－8530　岡山市北区津島中３－１－１
**岡山大学大学院教育学研究科　発達支援学系　700－8530　岡山市北区津島中３－１－１

What Sexual Minorities in Adulthood Want for the Present School Education

Arata SASAKI, Yumi AMANO*, and Iori OHMORI**
The Joint Graduate School in Science of School Education (Doctor's Course), Hyogo University of Teacher Education, 942-1 Shimokume, Kato, 673-1494
*Graduate School of Education (Master's Course), Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530
**Division of Developmental Studies and Support, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

軽減･解消する支援をしていく必要があると考えた。本調査によって，体と心の性の不一致を感じている当事者を含め，性的マイノリティ当事者がどのような支援を望んでいるのかを明らかにすることを目的とした。本調査では，授業における支援方法よりも，性的マイノリティである児童生徒が過ごしやすい学校の仕組みにおける支援方法を明らかにすることを中心とする。教員が児童生徒からの訴えがなくとも支援を実行・検討することや，児童生徒が抱える困難さを軽減・解消することに貢献できることを目指したい。

本調査では，文部科学省（2017）の調査での対象者と違い，学校を卒業した性的マイノリティ当事者であることを意識した。文部科学省（2017）の調査における対象者では，調査当時学校に在籍しており，性別違和感を抱えている児童生徒のみとなっていた。しかし本調査では，学校を卒業し，かつ同性愛者などを含む性的マイノリティ当事者を対象とする。同級生などから差別される可能性がない現在であれば，当時訴えることはできなかったが教員へ望んでいた支援を明らかにすることができると考えたからである。

２．方法

２．１．研究対象

対象者は，性的マイノリティ自助グループＡの茶話会参加者のうち，調査に同意した人とした。

２．２．調査方法

方法は，質問紙調査とした。

質問紙作成にあたって，性的マイノリティ当事者への学校での支援についてGoogle Scholarを用い,「性的マイノリティ」「学校教育」「支援」というキーワードで文献検索を行った。その中で，授業内容の改善に関する文献は省き，主に授業外で取り組むことが可能であることを中心に支援例を収集した。最終的に，７つの文献を参考にした[(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)]。

回答者にとってカミングアウトの有無が評価するにあたり影響を与えると考え，回答者全員同じように教員へのカミングアウトをしている場合としていない場合を区別することができるように，カミングアウトをした上での支援例とカミングアウトをしていない上での支援例で分けていることを記載した。質問紙に記載されている支援例について，対象者がそれぞれ５段階で評価し，意見などあれば最後に設けた自由記述の欄に記入するようにした。

２．３．調査項目

対象者には支援例の評価に加え，年齢，出生時の戸籍上の性別，認識している性別，表現する性別，好きになる性別（複数回答可）についても回答してもらった。(別添１)に実際のアンケート用紙を示す。

２．４．倫理的配慮

本研究は岡山大学大学院教育学研究科研究倫理審査委員会において審査・承認を経ており，承認された研究計画書を遵守して実施された。

３．結果

３．１．対象者

対象者はGD ７名，同性・両性愛者９名，その他２名の合計18名であった。対象者の年齢は20代９名，30代３名，40代３名，50代２名，不明１名であった。

３．２．支援例の評価

「良い」を５点,「やや良い」を４点,「普通」を３点,「やや悪い」を２点,「悪い」を１点，無記入を０点とし平均点をだした。

評価の平均点で「やや良い」「良い」「普通」などで4.5点以上となった支援例は，14例あった（表１）。「やや悪い」「悪い」などで２点以下となった支援例はなかった。

「良い」（５点）と「悪い」（１点）の評価が分かれた支援例は７例あった。３「健康診断などでは，かならずしも性別で分ける必要のないものについては，混合で行う。」，６「学校での授業において，自身の「性」について考え，多様な性があることを学んだ後で，女性や男性のからだについて学ぶ。（からだの仕組みを知るよりも前に，多様な「性」について学ぶ。）」，26「卒業証書は戸籍名で印刷し，読みあげる時は通称名を使う。」，27「自認する性別として名簿上扱う。」，29「体育又は保健体育において別メニューを設定する。」，30「上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。」，31「水泳の授業では，補習として別日に実施，又はレポート提出で代替する。」であった。

表１　支援例の評価

支援例		平均点
No.36	教員自身が持っているLGBTの知識をもとに対応するのではなく，目の前にいる児童生徒が何を望んでいるのかをじっくりと聞くことを大切にする。	4.72

No.39	教員は，カミングアウトした児童生徒のプライバシーを守る。話した内容を，両親を含めた第三者に伝えたい場合には，本人と話し合ってからにする。	4.72
No.9	全ての教科を通じて，ジェンダーに限らず様々な分野での多様性を認める。	4.67
No.40	教員が考えた支援を行うより，児童生徒と話し合う中で，どのような支援が良いのか一緒に考える。	4.67
No.12	多様な性についての信頼できる本やリーフレットなどを，日ごろから目にとまりやすい場所に備えておき，本人が正しい情報に触れる機会を増やす。	4.61
No.25	戸籍名を使用せざるを得ない場面については，生徒に事前に連絡する。	4.61
No.1	着替えたり，下着姿になったりする場面では，不用意に他者からのぞかれないように，プライバシーが守られる環境にする。	4.56
No.7	性別違和だけ，同性愛だけだったりと限定的に話題を取り上げるのではなく，「性」のありかたについてすべて説明したうえで，性の多様性を伝える。	4.56
No.14	特に二次性徴の時期には，心身の状態に気を配る。	4.56
No.16	LGBTへの差別的な発言や冗談，からかいを見聞きした時は，すぐ気づいて止める。	4.56
No.23	トイレを利用する場合，職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。	4.56
No.38	学校全体がLGBTの学生を支援する。（非当事者の支援者であるアライと当事者の活動を支援するなど。）	4.56
No.33	修学旅行等の場合，入浴時間をずらす。	4.50
No.36	宿泊行事では，部屋割りや入浴の方法などの話を進めていく中で，困っている様子の児童生徒がいたら，声をかけて一緒に考える。	4.50

３．３．自由記述

自由記述に記入があったのは９名であった。性的マイノリティの中にも様々な分類の仕方があるように，同じ同性愛者でも考え方は一人ひとり違っていると知っておくこと，また「性的マイノリティであるから」といった理由なく子ども一人ひとりの気持ちを大切にすることを求める回答が得られた（表２）。

表２　自由記述の回答内容

カテゴリー	記述例
一人ひとりの児童生徒の気持ちを大切にし，相談しながら支援を考えていくことが良い。	・同じゲイ，レズビアン，あるいはFTM・MTFでも一人一人違う。本人に相談しながら対応を考えるのが良い。ゲイやレズビアンでも，共同浴場が平気な人もいれば苦手な人もいる。 ・さまざまな状況・人・ニーズがあると思うため，画一的にルールや規則を作るだけでは対応しきれないこともあると感じる。当事者が困った時，相談できる環境をつくっていくこと，当事者やその人を取り巻く人々が話し合い，可能な限りお互いに歩み寄る姿勢が大切だと思う。 ・「男らしさ」「女らしさ」ジェンダーの押し付けを無意識にしないでほしい。一人ひとりの立場になって考え，話を聞いてほしい。 ・性的マイノリティの児童生徒の対応について，方向性や前提となる知識など，指針が練られることも大切であるが，「その児童生徒と向き合い，その子の気持ちを大切にする」ことがすべての大前提だと思う。 ・戸籍名を本人が希望しない場合，本人が希望する通称名で呼称するのが望ましい。このことはどの児童生徒でもできることと考えれば，性的マイノリティの児童生徒への配慮と考えなくてもいいのではないか。一人一人の個性・人格を尊重することに重きを置いてほしい。LGBTであっても，人間としての当たり前の人生・おだやかな人生を幼少時より願っている。

学校教育の中で多様な「性」を認められる教育をしてほしい。	・当事者以外の生徒がスムーズに受け入れられるよう，性教育の一環としてセクシャルマイノリティについて教えてくれるような取り組みがあってほしい。 ・同性であっても付き合っている人がいるということを知っておきたかった。将来を考えた時に描けなくて苦しかった。 ・本来人々はみんな違いがあるからこそ，違いを認め合える，多様性を認め合える環境があってほしい。
他の人に知られてしまうような支援はしてほしくない。	・支援例26「卒業証書は戸籍名で印刷し，読みあげる時は通称名を使う。」と支援例29「体育又は保健体育において別メニューを設定する。」と支援例34「宿泊行事では，希望する性別の部屋や個室に割り振る。」について，全体に知られることはどうかなと考えてしまう。

４．考察

最も求められている環境整備・支援

支援例の評価の結果から最も求められている支援例は「目の前にいる児童生徒が何を望んでいるのかをじっくりと聞くことを大切にする」ことと「児童生徒のプライバシーを守る」ことであった。特に児童生徒が望んでいることを聞くことについては点数だけではなく，回答者の自由記述からも求めていることがうかがえた。これらの支援例は文科省通知の『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について』での学校生活の各場面での支援の項目でも指摘されている[4]。

一人ひとりの児童生徒の気持ちを大切にする

「目の前にいる児童生徒が何を望んでいるのかをじっくりと聞くことを大切にする」ということが重要である。自由記述にもあるように，教員の知識のみで対応するよりも，目の前にいる児童生徒と話し合う中でお互いが納得できる方法・支援を行うことが望まれている。「分らない」からこそ，「聴く力」を発揮して，目の前の生徒を受け止め，ともに学ぶことが必要である[7]。また，児童生徒が何を望んでいるのか言える環境，児童生徒が相談できる環境づくりは重要な課題として求められている[11][12]。相談することを最後に決めるのは児童生徒であるが，教員としていつでも相談にのる気持ちがあることを示すよう，支援例９「全ての教科を通じて，ジェンダーに限らず様々な分野での多様性を認める。」・16「LGBTへの差別的な発言や冗談，からかいを見聞きした時は，すぐ気づいて止める。」のように性に限らずとも多様性を認める発言をすることや，性の多様性に関する本やポスターを学校内のどこかに置くことも手段となるであろう。

プライバシーを守る

「児童生徒のプライバシーを守る」ことについては，第三者に知られないように配慮することが求められている。その中でも同じ戸籍名の扱い方についてである支援例25「戸籍名を使用せざるを得ない場面については，生徒に事前に連絡する。」と26「卒業証書は戸籍名で印刷し，読みあげる時は通称名を使う。」では評価に差がついた。支援例25は戸籍名の使用を事前に連絡することに対し，支援例26は通称名を読み上げることとなっている。この差は相談をした人以外にも知られてしまうかどうかであると考える。もし入学時から通称名を使用していない場合，戸籍名ではない通称名を読み上げられると，第三者に事情を知られてしまう可能性が高い。先述したように，当事者にとってのカミングアウトは非常に困難さを伴っているものである。「良い」と「悪い」で評価が分かれた支援例の中にも，明らかに“特別扱い”されていることが分かるような支援がいくつかある。つまり当事者である児童生徒にとって，周囲に自分の性を意図せず知られてしまうことは望ましくないことである。教員はそのことを配慮して支援を考えていかなければならない。また教育相談体制として「チームとしての学校」の機能，学校や教員がスクールカウンセラー，地域社会の関係機関などと連携・協働する体制を整備していくことが重要である[13]ものの，児童生徒がカミングアウトをした気持ちを決して忘れずに，本人と相談を重ねていくべきだと考える。

性が多様であることを教える

また多様な性について教えることを求めている回答も多かった。個別の対応はもちろんだが，それに加えて，周りが性の多様性を当たり前のこととして知り，理解できる環境を整えてほしいという要望が強いことが伺われた。支援例12の「多様な性についての信頼できる本やリーフレットなどを，日ごろから目にとまりやすい場所に備えておき，本人が正しい情報に触れる機会を増やす」や支援例７の「性別違和だけ，同性愛だけと限定的に話題を取り上げるのではなく，「性」のありかたについてすべて説

明したうえで，性の多様性を伝える」の評価が高かった。また，自由記述からも，「違いを認め合う，多様性を認め合う環境」を求めている。

正しい知識を身に付けておけば誤った情報に左右されないだけでなく，知らないがゆえに起こる差別や偏見も防ぐことができる。また学校教育でこれらの問題について扱えば，当事者である子どもも長い間自分が何者であるかについて悩み，孤立することも防げる。以上の理由により，社会生活を営む人としてのベースを築く学校教育の段階で正しい知識に触れておく必要があると述べられている[14]。先行研究の結果で周囲の児童生徒にも理解が必要となることと合わせると，やはり性が多様であるということは誰にとっても重要となる知識である。教員は性の多様性について正しい知識を教えることが望まれる。

児童生徒が抱える問題・困難さを重要な課題と捉え，解決するよう積極的に取り組む

本調査により，「いないことになっている」という学校が今までの学校であるとするならば，今後は「開示しようとしまいと，いることを前提とする」学校になってほしいと希望していることが伺えた。

性別違和感をもつ子どもに実際に対応したかどうかの調査に対し，教員217名のうち「対応した」との回答が38.1％であったのに対して，「対応できなかった」との回答が42.9％，また，「問題なさそうなので対応しなかった」が19.0％であった[15]。また，対応を始める条件として，本人の希望以外に，保護者の了承，学校全体や校長の了承，周囲へのカミングアウトを挙げている教員も見られた[15]。当事者である児童生徒の相談をうけ，周囲の人にも理解してもらった上で対応しようとしていたら，その分児童生徒が困難さを抱える時間は長くなり，場合によっては対応されないのである。教員が受け身である限り，児童生徒の悩みや苦しみは解決されないのである。各々の支援例いずれも教員から自発的に取り組むことが望まれる。教員は，体と心の性の不一致を感じている児童生徒だけではなく，性的マイノリティである児童生徒が抱える問題・困難さを重要な課題と捉えて，いつでも誰でも相談できるような日々の環境づくりや目の前の児童生徒の気持ちを大切にする努力が必要ではないだろうか。

本研究論文は，第二著者である天野の修士論文を元に，佐々木と大守が加筆・修正を行った。研究計画は，三者で立案し，アンケート調査は天野が実施した。

５．引用文献

（１）いのちリスペクト。ホワイトリボンキャンペーン「ＬＧＢＴの学校生活に関する実態調査（2013）結果報告書」，http://www.endomameta.com/schoolreport.pdf，最終アクセス日１月14日

（２）天野佑美，佐々木新，松本洋輔，大守伊織「性別違和をもつ患者の診療録から見える学校生活場面での困難さ」，『教育実践学論集　第20号』，pp.39-48，2019

（３）朴木佳緒留「学校における男女平等教育―教育機会均等と家庭科―」，『国立婦人教育会館研究紀要　第３巻』，pp.23-32，1999

（４）文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」，http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1135746.htm，最終アクセス日2018年５月８日

（５）遠藤まめた『先生と親のためのLGBTガイド　もしあなたがカミングアウトされたなら』，合同出版株式会社，pp.13-194，2016

（６）上野淳子「心理学における性的マイノリティ研究―教育への視座―」，pp.73-83，2008

（７）金井景子「セクシュアル・マイノリティ問題に関する教師の「当事者性」と「聴く力」――DVD『先生にできること――LGBTの教え子と向き合うために』製作を手がかりにして――」，『早稲田大学ジェンダー研究所紀要『ジェンダー研究21』　vol.2』，pp.9-28，2012

（８）稲葉昭子「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」，『創価大学大学院紀要　32巻』，pp.259-280，2010

（９）川又俊則「養護教諭による「性の多様性」のアクティブ・ラーニングに関する考察―「チーム学校」としての人権教育と性教育―」，『生活コミュニケーション学研究所年報 生活コミュニケーション学　８号』，pp.47-57，2017

(10)戸口太功耶，葛西真記子「性の多様性に関する教育実践の国際比較」，『鳴門教育大学学校教育研究紀要　第30号』，pp.65-74，2016

(11)大野精一「学校教育相談の定義について」，『教育心理学年報　37巻』，pp.153-159，1998

(12)文部科学省「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告（概要）心と行動のネットワーク―心のサインを見逃すな，「情報連携」から「行動連携」へ」，http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/05/12/1370854_010.pdf，

最終アクセス日2019年２月25日
(13)中田貢「「チームとしての学校」の機能を生かした教育相談体制の在り方」,『藤女子大学QOL研究所紀要：The Bulletin of Studies on QOL and Well-Being　Vol.13　No.1』, pp.5-11, 2018
(14)杉山文野「セクシュアル・マイノリティが抱える問題に対する教育的課題―性同一性障害を事例として―」,『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊　Vol.15　No. 1』, pp.13-22, 2007
(15)菊池由加子, 新井富士美, 松田美和, 清水恵子, 中塚幹也「小・中学校の教員における性同一性障害に関する認識と対応―教員の性別との関連―」,『日本性科学会雑誌　Vol.28　No. 1』, pp.57-63, 2010

別添１

以下の支援例（No.１～17）はカミングアウトをしていないことを前提としたものです。
それぞれの支援例について、あてはまる評価の□にチェックをいれてください。

No.	支援例	評価				
		良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
1	着替えたり、下着姿になったりする場面では、不用意に他者からのぞかれないように、プライバシーが守られる環境にする。	□	□	□	□	□
2	授業中などほかの児童生徒がいない時間帯にトイレに行けるようにする。	□	□	□	□	□
3	健康診断などでは、かならずしも性別で分ける必要のないものについては、混合で行う。	□	□	□	□	□
4	内科検診などはパーテーションを設け、医者の前でのみ脱衣する。	□	□	□	□	□
5	当事者の講演をきいたり映像資料をみたりするなど、当事者のことについて知る機会を設ける。	□	□	□	□	□
6	学校での授業において、自身の「性」について考え、多様な性があることを学んだ後で、女性や男性のからだについて学ぶ。（からだの仕組みを知るよりも前に、多様な「性」について学ぶ。）	□	□	□	□	□
7	性別違和だけ、同性愛だけだったりと限定的に話題を取り上げるのではなく、「性」のありかたについてすべて説明したうえで、性の多様性を伝える。	□	□	□	□	□
8	性的マイノリティそれぞれについて正しい知識を授業の中で学んでいく。	□	□	□	□	□
9	全ての教科を通じて、ジェンダーに限らず様々な分野での多様性を認める。	□	□	□	□	□
10	体の大きさに応じて性転換を行うカクレクマノミなどの例をもとに、「性」が多様であることに気付かせる。	□	□	□	□	□
11	図書室や保健室など、子どもの目の届くところにポスターやリーフレット、関連書籍などを置く。	□	□	□	□	□
12	多様な性についての信頼できる本やリーフレットなどを、日ごろから目にとまりやすい場所に備えておき、本人が正しい情報に触れる機会を増やす。	□	□	□	□	□
13	当事者が集まる自助グループへのアクセスが分かりやすいようにする。	□	□	□	□	□
14	特に二次性徴の時期には、心身の状態に気を配る。	□	□	□	□	□
15	普段からLGBTについて肯定的な発言をする。	□	□	□	□	□
16	LGBTへの差別的な発言や冗談、からかいを見聞きした時は、すぐ気づいて止める。	□	□	□	□	□
17	当事者講演、DVDや新聞記事などを活用し、周囲の児童生徒に、性的マイノリティは「実際にいる」、存在に「気付いていない」だけであることを理解してもらう。	□	□	□	□	□

以下の支援例（No.18～40）はカミングアウトをしていることを前提としたものです。
それぞれの支援例について、あてはまる評価の□にチェックをいれてください。

No.	支援例	評価				
		良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
18	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。	□	□	□	□	□
19	既定の水着ではなく、本人が希望する水着の着用を認める。	□	□	□	□	□
20	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。	□	□	□	□	□
21	更衣をする場合、保健室・多目的トイレ等の利用を認める。	□	□	□	□	□
22	他の児童生徒の更衣後にひとりで更衣できるようにする。	□	□	□	□	□
23	トイレを利用する場合、職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。	□	□	□	□	□
24	校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。	□	□	□	□	□
25	戸籍名を使用せざるを得ない場面については、生徒に事前に連絡する。	□	□	□	□	□
26	卒業証書は戸籍名で印刷し、読みあげる時は通称名を使う。	□	□	□	□	□
27	自認する性別として名簿上扱う。	□	□	□	□	□
28	着替えや健康診断では、本人の申し出によっては他の児童生徒たちと別の時間帯で、個別に対応する。	□	□	□	□	□
29	体育又は保健体育において別メニューを設定する。	□	□	□	□	□
30	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。	□	□	□	□	□
31	水泳の授業では、補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。	□	□	□	□	□
32	運動部の活動では、自認する性別に係る活動への参加を認める。	□	□	□	□	□
33	修学旅行等の場合、入浴時間をずらす。	□	□	□	□	□
34	宿泊行事では、希望する性別の部屋や個室に割り振る。	□	□	□	□	□
35	宿泊行事では、引率教員の客室にあるシャワールームなどの個室を使えるようにする。	□	□	□	□	□
36	宿泊行事では、部屋割りや入浴の方法などの話を進めていく中で、困っている様子の児童生徒がいたら、声をかけて一緒に考える。	□	□	□	□	□
37	教員自身が持っているLGBTの知識をもとに対応するのではなく、目の前にいる児童生徒が何を望んでいるのかをじっくりと聞くことを大切にする。	□	□	□	□	□
38	学校全体がLGBTの学生を支援する。（非当事者の支援者であるアライと当事者の活動を支援するなど。）	□	□	□	□	□
39	教員は、カミングアウトした児童生徒のプライバシーを守る。話した内容を、両親を含めた第三者に伝えたい場合には、本人と話し合ってからにする。	□	□	□	□	□
40	教員が考えた支援を行うより、児童生徒と話し合う中で、どのような支援が良いのか一緒に考える。	□	□	□	□	□